

県産木材供給体制構築対策協議会設置要綱

令和5年4月3日森第13号農林部長決裁

第1 目的

県産木材の安定供給体制の構築に向けて、県産木材の新たな供給体制の設立を目指すため、構築に資する具体的な計画を作成し、業界関係者による協議の上、合意形成を図ることを目的として、県産木材供給体制構築対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

協議会は前条の目的を達成するため、次の取組を行う。

- (1) 新たな県産木材供給体制の構築に関する事
- (2) 県産木材の利用拡大に関する事
- (3) その他、森づくり課長が必要と認める事項

第3 構成

協議会は川上から川下までの次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 森林組合
- (2) 森林所有者
- (3) 素材生産事業者
- (4) 原木市場
- (5) 製材事業者
- (6) プレカット事業者
- (7) 材木店
- (8) 製品市場
- (9) 建築士
- (10) 工務店
- (11) 林業普及指導員（森林総合管理士を含む）
- (12) 木材利用関係担当埼玉県職員
- (13) 埼玉県農林部森づくり課（以下、「森づくり課」という）と協議会事務局が必要と認めるもの

第4 会議

会議は、森づくり課長が招集する。

第5 アドバイザーの設置

森づくり課長は、会議の議論を促進するため、専門的な助言を行うアドバイザーを協議会に設置することができる。

第6 ファシリテーターの設置

森づくり課長は、会議における円滑かつ活発な議論を促進するため、ファシリテータ

ーを設置することができる。

2 ファシリテーターは、会議で中立的な立場に立った上で会議中に発せられた意見をまとめ、より良い結論に導く役割を担う。また、議論を活性化させるため必要に応じて参考人を呼ぶことができる。

第7 事務局

協議会の事務局は、県産木材供給体制に関する業務委託の受注者に置く。

2 協議会の運営は事務局が担う。

第8 秘密の保持

協議会の構成員及びその他の協議会の関係者は、協議会の活動に関わって知り得た秘密を漏らしてはならない。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、事務局が森づくり課と協議し別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。